

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十四年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社は ぐくみ	大和郡山市九条 町四二七―九	ひまわり児 童ファーム ・はぐくみ	磯城郡田原本 町唐古三三七	放課後等デ イサービス	平成二十 四年七月 一日
特定非営利 活動法人あ ん傘ぶる・ とも	奈良市神功五― 一三―八	おひさまは うす きつ ず	天理市二階堂 上ノ庄町二七 九―一	児童発達支 援	平成二十 四年七月 一日
特定非営利 活動法人あ ん傘ぶる・ とも	奈良市神功五― 一三―八	おひさまは うす じゅ にあ	天理市荒蒔町 二七八―四	放課後等デ イサービス	平成二十 四年七月 一日